

所管部課		子ども未来部子ども家庭支援センター	部長		志村 明子			
件 名		東大和市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する要綱について		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則							
	部課機関							
1. 要 旨 東大和市要保護児童対策地域協議会設置要綱別表（構成機関の一覧）に、社会福祉法人 どんご会（子ども発達支援センターつむぎ東大和）を加える。「子ども発達支援センターつむぎ東大和」は、市が法人と委託契約を締結し、令和6年4月1日から設置された児童発達支援センターである。 ・児童発達支援センター：児童福祉法に基づく施設で、施設の有する専門機能を活かし地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。市町村に設置義務があり、概ね10万人規模に1か所以上整備するとされている。 （1）主な改正点 東大和市要保護児童対策地域協議会設置要綱「別表（第3条関係）」中、「法人等」の欄に、「社会福祉法人どんご会（子ども発達支援センターつむぎ東大和）」を加える。 （2）施行日 起案決裁日とする。 （3）影響及び効果 「社会福祉法人どんご会（子ども発達支援センターつむぎ東大和）」が協議会の構成機関となることで、要保護児童等の情報を共有し、適切な保護等支援に係る連携を図ることができる。								
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 令和6年度要保護児童対策地域協議会第1回代表者会議（令和6年4月24日開催）において改正内容を説明し、承認を得ている。								
3. 留意事項（問題点等） 特になし								
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。								
5. 審議結果								

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。